

★遡って昇給差額が支給されたときは？★

(ケース)

- ・3月に昇給した差額分を、4月に支払ったとき

()は支払基礎日数	基本給	役職手当	遡及額	合計
4月 (31)	250,000	20,000	20,000	290,000
5月 (30)	250,000	18,000	-	268,000
6月 (31)	250,000	16,000	-	266,000
			総額	824,000
			修正平均額	268,000

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

㉞ 被保険者番号		㉟ 被保険者の氏名		㊱ 生年月日		㊲ 性別		㊳ 従前の標準報酬月額		㊴ 従前の改定月・原因	
報 酬 月 額								㊵ 3ヶ月の総計		㊶ 適用年月	
㊷ 算定対象月の報酬支払基礎日数		㊸ 通貨によるものの額		㊹ 現物によるものの額		㊺ 合計		㊻ 平均額		㊼ 修正平均額	
								㊽ 決定後の標準報酬月額			
厚 健 128		宮崎 京子		5.48.6.6		女		従前 240 千円		年 9 月	
4月 31日		290,000 円		0 円		290,000 円		総計 824,000 円		20,000 円	
5月 30日		268,000 円		0 円		268,000 円		平均 274,666 円		20,000 円	
6月 31日		266,000 円		0 円		266,000 円		決定 260 千円		年 3 月	
								修正平均 268,000 円		昇給 遡及月	
								平成 年3月昇給			
								備考			

(説明)

- ・遡って昇給した場合にはその差額を控除し、降給の場合には加算して計算することになります。
- ・「㊵遡及支払額など」には、差額分の金額を記入してください。
- ・通常の平均と区別して、「㊼修正平均額」に控除後、または加算後の平均額を記入します。
- ・「㊼修正平均額」は、(総計 824,000 円 - 遡及額 20,000 円) ÷ 3ヶ月 = 268,000 円 となります。
- ・「㊽決定後の標準報酬月額」 = 260 千円 (20 等級)